

高齢者講習指導員資格の取得にかかる講習実施要領の制定について（例規通達）

高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件については、警察庁からの関連通達により定められているところであるが、高齢者講習指導員の資格要件となる富山県公安委員会が行う所要の講習に関し、別添のとおり「高齢者講習指導員資格の取得にかかる講習実施要領」を定めたので、誤りがないようにされたい。

別添

高齢者講習指導員資格の取得にかかる講習実施要領

1 趣旨

この要領は、高齢者講習指導員の資格に関し、「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に定める富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う所要の講習（以下「所要の講習」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 受講対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 年齢21歳以上の者
- (2) 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
- (5) 運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 白バイ若しくは交通取締用車の乗務員又は警ら用無線自動車の運行を主たる業務とする乗務員としての経験がおおむね3年以上ある者

イ 公安委員会が指定する技能試験官としての経験がおおむね3年以上ある者

3 講習内容

別表のとおり実施するものとする。

4 受講申込み

所要の講習を受けようとする者は、運転適性指導業務に関する所要の講習受講申込書（別記様式第1号）により申込みをすること。

5 修了証の交付

所要の講習を修了した者には、運転適性指導修了証（別記様式第2号）を交付する。

別表

区分	講習項目	講習時間
1 日目 (7 時間)	運転適性検査及び高齢者講習の概要と留意点	30 分
	運転適性検査及び高齢者講習の実施要領の解説	90 分
	運転適性検査に使用する視聴覚教材実習	80 分
	運転適性検査採点法、評価判定法及び診断法	210 分
	質疑応答	10 分
2 日目 (7 時間)	運転行動の観察記録要領	180 分
	運転適性結果や運転行動観察結果に基づく指導要領	120 分
	認知機能検査の概要	90 分
	運転適性検査取扱上の留意事項	20 分
	質疑応答	10 分

別記様式第1号

<p>運転適性指導業務に関する所要の講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p>					
ふりがな氏名					
生年月日	年 月 日生 (歳)				
住所					
県警在職期間	年 月 ~ 年 月		勤続年数	年 月	
白バイ経験	年 月	交通・自らPC経験	年 月	技能試験官経験	年 月
運転免許	交付年月日	年 月 日			
	有効期限	年 月 日			
	免許証番号				
	免許種別				
	免許の条件				
指導者資格取得	取得資格名	運転適性検査 ・ 指導者資格			
	取得年月日	年 月 日			
受講理由	<input type="checkbox"/> 高年齢者講習関連業務に従事する予定 <input type="checkbox"/> 高年齢者講習関連業務に従事することを希望 <input type="checkbox"/> その他 ()				
備考					

第 号

運 転 適 性 指 導 修 了 証

住 所
氏 名

年 月 日生

あなたは「運転適性指導に関する講習」を修了し、運転適性指導に関する技能、知識及び経験を有すると認めます。

年 月 日

富山県公安委員会